

受理番号 第 21 号
受理日 平成29年7月6日

国自技第 49 号の 3
平成 29 年 7 月 3 日

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省自動車局長



基準緩和自動車の行政処分等要領について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し、周知願います。

別添

国自技第49号
平成29年7月3日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

基準緩和自動車の行政処分等要領について

現在、基準緩和の認定を受けた自動車の行政処分等については「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）により取扱っているところであるが、今般、本取扱いを全面的に見直し、平成29年7月1日以降は別紙のとおり取り扱うこととしたので了知されたい。

なお、「基準緩和自動車の行政処分等要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第195号）は、平成29年6月30日をもって廃止する。